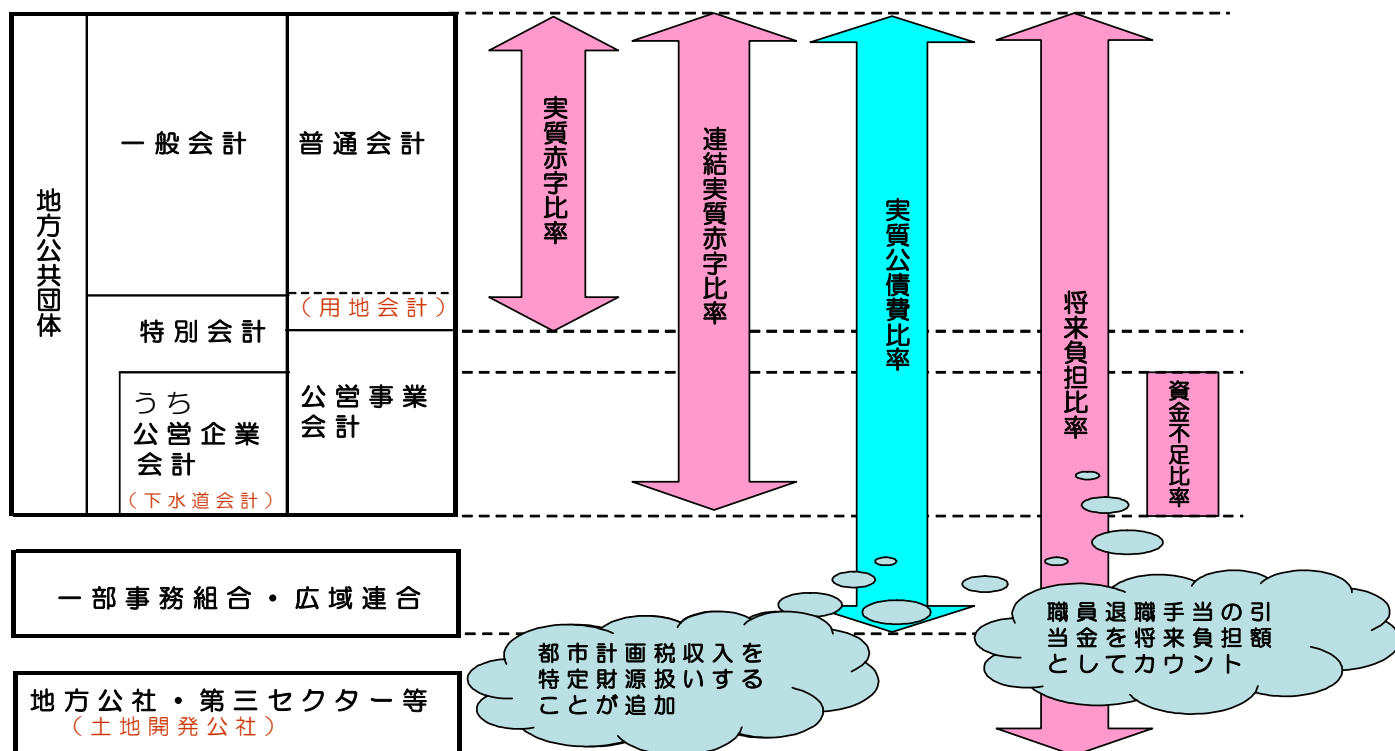


XII 健全化判断比率等の概要

◆健全化判断比率(4指標)等の概要

◆用語の説明と令和7年度健全化判断比率等



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年 6 月法律第 94 号) に 基づく健全化判断比率（4指標）等の概要

この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化を維持・向上させるための制度として主に以下の内容を補い、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を義務化した制度として設けられ、平成 19 年度決算から適用となり、監査委員の意見を付して議会に報告し、広く公表させるものです。各健全化判断比率に依拠して、一定の比率を超過した場合には、早期健全化計画（イエローカード）・再生計画（レッドカード）・公営企業の経営の健全化を図るための計画の策定が必要となります。

- (1) 普通会計を中心にした収支の指標のみで、現在及び将来の負債等が明らかでなかった。
- (2) 公営企業に対しての早期是正機能がなかった。

北海道夕張市で明らかになった第 3 セクターを含めた債務超過等を背景とし、その計画の取り組み状況を毎年議会に報告させ、公表させることによって、地方公共団体の財政破綻を防ぐための制度として創設されたものです。

「地方財政健全化法」の概要

I 健全化判断比率の公表など

○	地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区。）は、毎年度、以下の健全化判断比率を当該地方公共団体の監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。※以下、令和 7 年度決算の事例			
◆	実質赤字比率（※）	早期健全化基準	11.25%	①財政再生基準 20.0%超過
◆	連結赤字比率（※）	早期健全化基準	16.25%	②財政再生基準 30.0%超過
◆	実質公債費比率（※）	早期健全化基準	25.00%	③財政再生基準 35.0%超過
◆	将来負担比率（※）	早期健全化基準	350.0%	

II 財政の早期健全化（イエローカード）

1 財政健全化計画

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。又、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。

Ⅲ 財政の再生（レッドカード）

1 財政再生計画

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 再生判断比率（Ⅰの①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。 |
|--------------------------|---|

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 |
| ☐ | 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 |
| ☐ | 財政再生計画を定めている地方公共団体は（財政再生団体）、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。 |

3 地方債の起債の制限

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。 |
|--------------------------|---|

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。 |
|--------------------------|---|

Ⅳ 公営企業の経営の健全化

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率（※）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱの2、3及びⅤの1と同様の仕組みを設ける。 |
|--------------------------|--|

Ⅴ その他

1 外部監査

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。 |
|--------------------------|--|

2 施行期日等

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 健全化判断比率の公表は平成19年度決算分から、他の義務付け規定については地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。 |
|--------------------------|--|

令和7年度健全化判断比率等

(単位：％)

実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
— (11.25)	— (16.25)	2.5 (25.0)	26.1 (350.0)
	※資金不足比率		
	—		

参考 令和6年度健全化判断比率等

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.1	24.9

※令和6年度の公営企業における資金不足比率は「-」。

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足額又は将来負担額がない場合は当該比率の欄については、「—」を記載している。
- 2 それぞれの欄（資金不足比率の欄を除く。）の括弧内に早期健全化基準の比率を記載している。
- 3 連結実質赤字比率の欄に内訳として公営企業会計（調布市下水道事業会計）の資金不足比率を記載している。

健全化判断比率（4指標）等の推移

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	1.3%	0.7%	0.5%	0.3%	0.4%
将来負担比率	-	0.7%	6.8%	9.7%	11.6%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	0.7%	1.1%	1.5%	2.1%	2.5%
将来負担比率	8.2%	3.9%	1.8%	24.9%	26.1%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

【用語説明と令和7年度健全化判断比率等の算出内容】

標準財政規模

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

令和7年度決算で用いる額

57,444,988 千円

実質赤字比率

一般会計・用地会計・受託水道事業会計の決算を対象（一般会計等）とし、重複分を純計した実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率	{ 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) } ÷ 標準財政規模
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を繰り延べた額
事業繰越	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

①	②	③	(単位：千円)
一般会計等の 実質赤字額	一般会計 実質収支額	用地会計 実質収支額	④
0	4,497,243	0	標準財政規模
			57,444,988

※実質赤字額がない場合：上記の算出で▲実質収支比率となります。
算定式

(①-②-③)

④

=

▲ 4,497,243

=

57,444,988

=

▲ 7.82

調布市 令和7年度決算における実質赤字比率（令和7年度実質収支額 4,497,243 千円）

実質赤字比率	▲7.82%
早期健全化基準 11.25%・財政再生基準 20.00%超過	
参考 6年度比率	▲7.04%

連結実質赤字比率

全会計（一般会計等・国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率	{ (①+②) - (③+④) } ÷ 標準財政規模⑤
①	一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用・同法非適用）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
③	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

①	②	③	④	(単位：千円)
一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質赤字	公営企業会計 (下水道事業) の実質赤字	一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質黒字	公営企業会計 (下水道事業) の実質黒字	⑤
0	0	4,897,733	1,424,512	標準財政規模
				57,444,988

算定式

{ (①+②) - (③+④) }

⑤

=

▲ 6,322,245

=

57,444,988

=

▲ 11.00

調布市 令和7年度決算における連結実質赤字比率（令和7年度連結実質収支額 6,322,245 千円）

連結実質赤字比率	▲11.00%
早期健全化基準 16.25%・財政再生基準 30.0%超過	
参考 6年度比率	▲11.31%

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合をいう。】

実質公債費比率	【分子】 (元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
※分子／分母 の3か年平均	【分母】 標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
準元利償還金	③満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たり元金償還金相当額
	④一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
	⑤一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
	⑥債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

(単位：千円)

①	④	⑤	⑥	⑦
元利償還金額	下水道事業公債費相当	一部事務組合公債費相当	準公債費の債務負担行為相当	一時借入金
3,882,400	377,919	99,577	48,481	0
⑧	⑨	⑩	⑫	⑭
特定財源	事業費補正算入の公債費	災害復旧費等の基準財政需要額	標準税収入額等	臨時財政対策債発行可能額
1,707,275	253,702	878,794	57,444,988	0

算定式 (②・③・⑪・⑬・⑮：調布市は該当なし)

$$\frac{①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑮}{⑫+⑬+⑭-⑨-⑩-⑪-⑮} = \frac{4,408,377 - 2,839,771}{57,444,988 - 1,132,496} = \frac{1,568,606}{56,312,492}$$

＝ 2.78 (令和7年度単年度)

調布市 令和7年度決算における実質公債費比率

実質公債費比率 3か年平均 (令和7年度単年度)	2.5% (2.7%)	7年度 2.78%	6年度 2.84%	5年度 1.95%
早期健全化基準 25.0%・財政再生基準 35.0%超過				
参考 令和6年度比率	2.1% (2.8%)	6年度 2.84%	5年度 1.95%	4年度 1.56%

対前年度比率のポイント 単年度の増減要因：前年度と比較して0.1ポイント比率が減となった理由は、
【単年度の主な増要因】 【単年度の主な減要因】

- 分子側の⑩災害復旧費等の基準財政需要額の減 (▲2.0億)
- 分子側の④下水道事業公債費相当の増 (+0.3億)
- 分母側の⑫標準税収入額等の増 (+19.5億)
- 分子側の①元利償還金額の減 (▲0.5億)

上記減要因が増要因を上回ったことにより、令和7年度の単年度比率は減少したものの、令和4年度の単年度比率を上回ったことから、3か年平均の比率は上昇した。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率

将来負担比率	【分子】 将来負担額 — (充当可能基金＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 【分母】 標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
将来負担額	①一般会計等の地方債現在高 ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの） ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④調布市が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる調布市からの負担金の支出見込額 ⑤退職手当負担見込額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の支出見込額 ⑥調布市が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の支出見込額

(単位：千円)

①	②	③	④	⑤	⑥
地方債の現在高	債務負担行為 に基づく 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の負債 額等負担見込額
37,190,257	12,635,889	4,776,765	595,004	9,428,975	0
⑨	⑩		⑪	⑫	
充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額	標準財政規模	
28,091,701	14,797,284	14,795,270	7,021,319	57,444,988	
⑬	⑭	①～⑧の合計			
災害復旧費等の 基準財政需要額	事業費補正算入 の公債費	将来負担額			
878,794	253,702	64,626,890			

算定式（⑦・⑧：調布市は該当なし）

①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪

⑫－⑬－⑭

=

=

64,626,890－49,910,304

57,444,988－1,132,496

=

=

14,716,586

56,312,492

=

26.13

調布市 令和 7 年度決算における将来負担比率

将来負担比率	26.1%
早期健全化基準 350.0%	
参考 令和 6 年度比率	24.9%

対前年度比率のポイント	増減要因：前年度と比較して 1.2 ポイント比率が増となった理由としては、
【単年度の増要因】	【単年度の減要因】
・分子側の⑪基準財政需要額算入見込額の減（▲9.7億）	・分母側の⑫標準財政規模の増（＋19.5億）
・分子側の③公営企業債等繰入見込額の増（＋5.6億）	・分子側の①地方債の現在高の減（▲5.3億）

上記増要因が減要因を上回ったことにより、比率が増加した。

公営企業における資金不足比率

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率
※公営企業会計（下水道事業会計が該当）

公営企業の資金不足比率	資金の不足額÷公営企業の事業の規模
資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

①	②	③	⑥
流動負債－ 控除企業債等	算入地方債	流動資産	資金不足額 ①＋②－③
939,599	0	2,364,111	▲ 1,424,512

(単位：千円)

⑫
事業の規模
2,839,264

算定式（④・⑤該当なし・⑦～⑪省略）

⑥

=

▲ 1,424,512

⑫

=

2,839,264

=

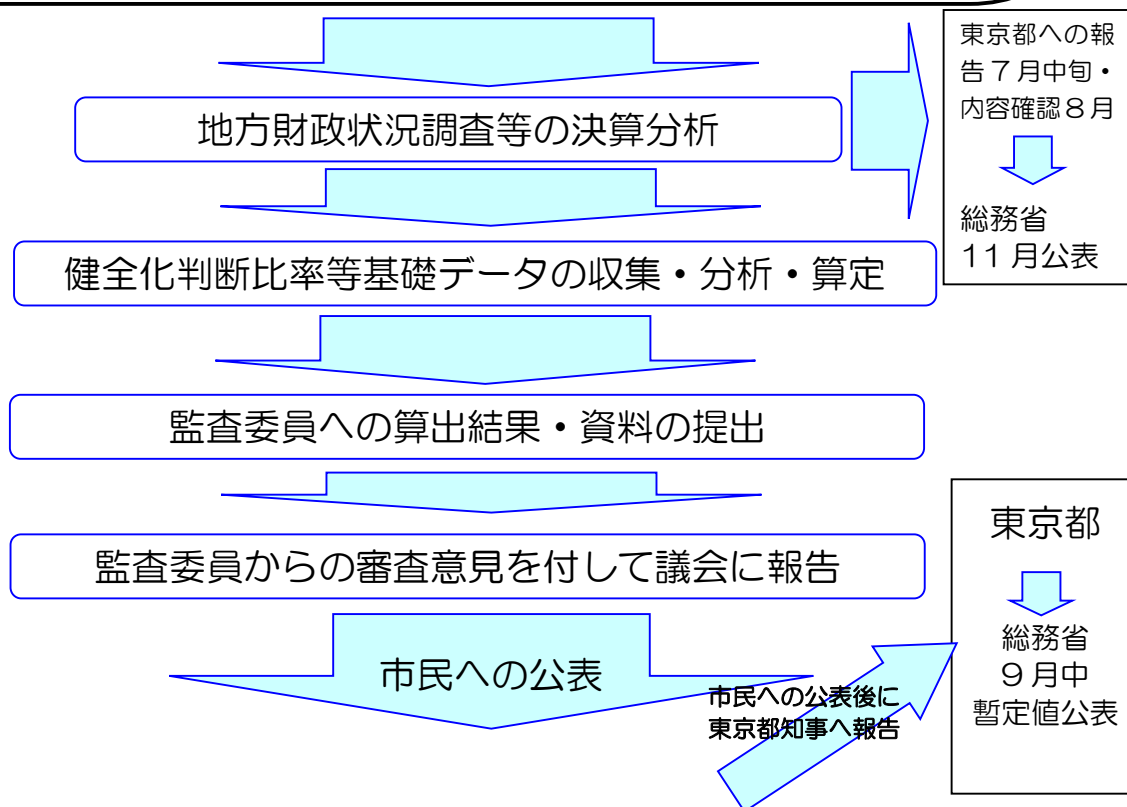
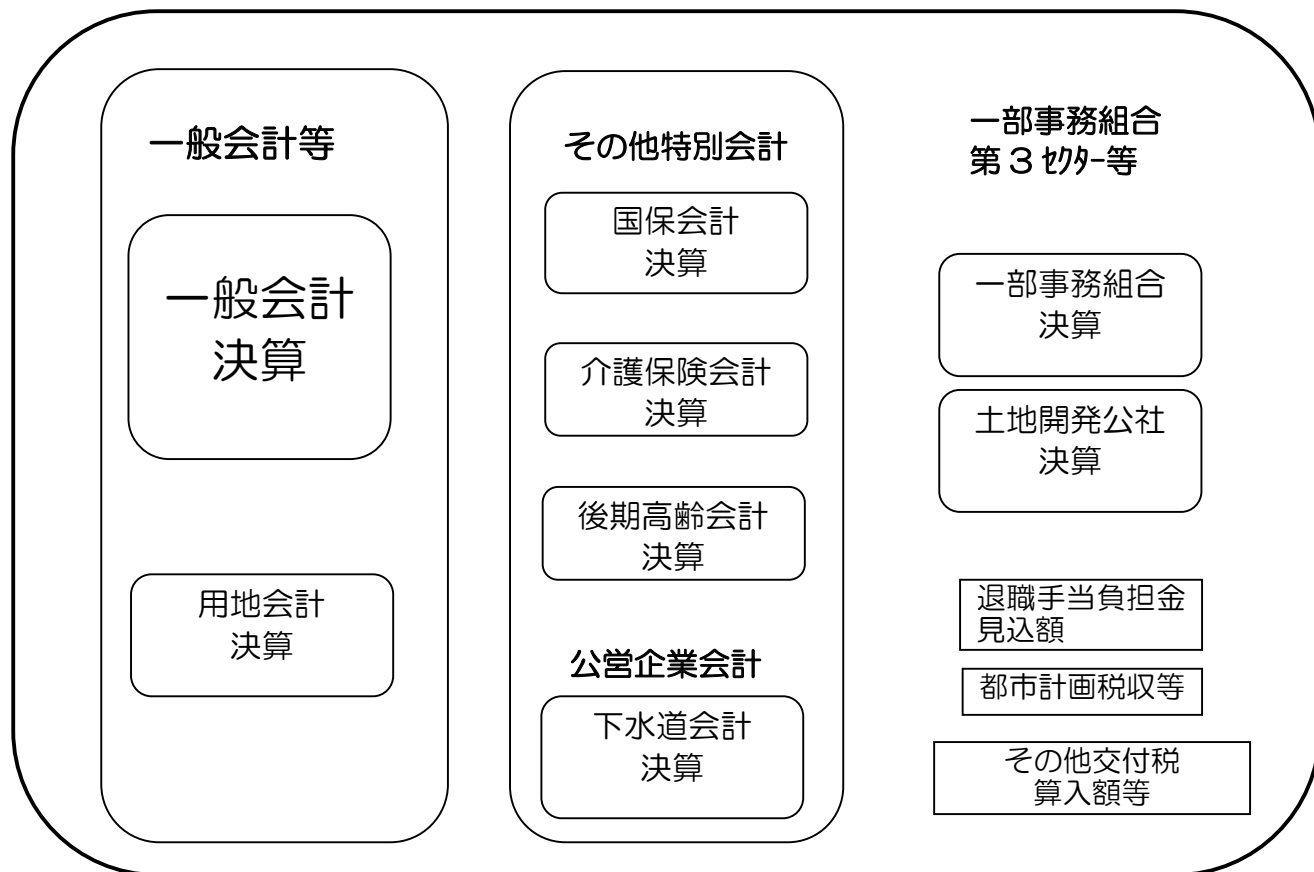
▲ 50.17

調布市 令和 7 年度決算における資金不足比率

資金不足比率	▲50.1%
経営健全化基準 20.0%	
参考 令和 6 年度比率	▲58.8%

健全化判断比率等の事務フロー

調布市における連結ベースの対象



制度の解説等

1 地方財政再建制度の見直し

従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（再建法）」を中心として組み立てられてきました。再建法は、昭和29年度の赤字団体の財政再建手続（本再建）に対する特別措置であり、それ以降の年度における赤字団体に対しては本再建の規定を準用する仕組（準用再建）とされてきました。

この制度では、主に次のような課題がありました。

- ① 財政の健全性を把握するためのわかりやすい財政指標がないこと。
- ② 再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。
- ③ 再建団体を判定する基準は、実質収支比率（フロー指標）を唯一の指標として使っているため、他のフロー指標の悪化や、ストック指標に課題がある場合であっても対象とならないこと。また、主として普通会計のみを対象としており、公営企業や地方公社などとの関係が考慮されていないこと。
- ④ 本再建では財政再建債などの法に定める支援があったが、準用再建では法に基づく財政支援措置はなく、再建を促進するための仕組が限定的であること。

そこで、これらの課題を克服するため、新たな地方公共団体の再生法制が議論されました。透明なルールに基づく早期健全化の枠組を設け、それでも改善しない場合に再生の枠組に移行するという2段階の新たな手続を構築するのが、今回の『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法という。」）』です。

なお、今回の財政健全化法の施行に伴い、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく再建制度と、「地方公営企業法・第7章財政の再建」に基づく公営企業の再建制度は廃止になりました。

2 新たな再生法制の概要

（1）健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

① 実質赤字比率	①～④ 健全化判断比率	①～③ 再生判断比率
② 連結実質赤字比率		
③ 実質公債費比率		
④ 将来負担比率		

(2) 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

(3) 財政再生計画

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事を經由して総務大臣に報告しなければなりません。

(4) 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

(5) 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

(6) 外部監査

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合・資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

※ 根拠法令

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）	施行日	平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）	施行日	平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）	施行日	平成20年4月1日

3 財政指標の意義

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、やむを得ず赤字が生じたときは、次年度の歳入を繰り上げて充用することになっています。この繰上充用額が、その年度の形式的な赤字額ということです。

ところで、形式的には赤字に該当しなくとも、歳入の不足が生じた場合に、その年度に支払うべき債務を次年度に繰り延べたり、その年度に執行すべき事業を次年度に繰り越したりすることは、実質的には赤字と同様の性格を有するものです。

そこで、本件指標においては、形式的な赤字額のみではなく、これらの要素も加算した実質的な赤字額により比率を算定します。

ある年度の赤字が解消できないと、翌年度に繰り越され、翌年度においてその分の歳入確保・歳出削減ができなければさらに繰り越され、赤字が累積してしまい、瞬く間に解消不可

能な金額に膨らんでしまうこともありえます。この比率が高くなるほど深刻な事態になります。まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが基本であり重要です。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。

従来の制度では、一般会計等に属さない特別会計については、地方公営企業法の当然適用事業（水道、交通事業など7事業）と一部適用事業（病院事業）についてのみ、地方公営企業法に基づく再建制度が設けられていました。そのため、地方財政法上の公営企業であっても、地方公営企業法の適用義務がないもの（例えば、下水道事業、観光施設事業、宅地造成事業など）については再建制度の対象になっていませんでした。また、国民健康保険事業や介護保険事業などの会計についても同様でした。

公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの会計の経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。そこで、これらの会計におけるすべての赤字・黒字の要素を合算して比率を算定し、地方公共団体全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

連結決算の赤字も、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。万が一、連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の歳出のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均値による指標です。

公債費や公債費に準じた経費は、ひとたび増大してしまうと、短期間で削減したり先送りすることが困難なものです。そこで、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

本件指標は、地方財政法第5条の4に基づき、平成18年度から地方債の協議・許可制度においても用いられているものです。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。

(1)～(3)の3つの指標は、フロー指標といわれるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しが十分につかめません。本件指標は新たに導入されたストック指標です。

この指標を算定するに当たっての将来負担額には、一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額、地方公社の負債額や第三セクター等のために債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があることから、注意していく必要があります。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。

財政健全化法においては、地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。

公営企業が提供する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことができないものが多い上に、その経営悪化が住民生活に多大な影響を与える可能性があるため、このような事態が生じないよう経営が悪化する初期段階から自律的な経営改善を促し、個々の公営企業の経営悪化が一般会計等に与える影響を未然に防止するなどの観点から、公営企業の経営の健全化については、地方公共団体全体の財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に、早期の経営健全化のための制度が設けられています。

この比率が高くなるほど、料金収入等により資金不足を解消することが難しくなりますので、経営状況に問題があることとなります。

4 基準値

(1) 実質赤字比率

早期健全化基準	11.25～ 15.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準（市町村＝2.5～10%）と財政再生基準との中間値をとって定められた。
財政再生基準	20.00%	現行再建法の起債制限の基準（市町村＝20%）に準じて定められた。

※早期健全化基準の算出

$[1/5 + (\text{地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額(A)} \div \text{標準財政規模(B)の額})] \times 1/2$

(A)・・・標準財政規模の額が500億円以上の場合＝標準財政規模(B)の額 $\times 1/40$

(B)・・・臨時財政対策債の発行可能額を含める取扱いとする。

調布市の事例（令和7年度決算統計数値）

標準財政規模＝57,444,988千円

$[1/5 + 57,444,988 \times 1/40 \div 57,444,988] \times 1/2 \div 0.1125 = \boxed{11.25\%}$

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準	16.25～ 20.00%	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算して定められた。
財政再生基準	30.00%	上記と同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して定められた。

※早期健全化基準の算出 実質赤字比率の数値 $+ 1/20$

調布市の事例（令和7年度決算統計数値）

$[0.1125 + 1/20] = 0.1625 = \boxed{16.25\%}$

※財政再生基準は、H23年度までの3年間の経過措置を経てH24年度以降は本則

【21】40%→【22】35%→【23】30%→【24～】30%

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準	25.0%	現行の地方債の協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準と同数値とされた。
財政再生基準	35.0%	現行の地方債の協議・許可制度において公共事業等の許可が制限される基準と同数値とされた。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準	350.0%	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して定められた。
---------	--------	--

(5) 資金不足比率

経営健全化基準	20.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して定められた。
---------	--------	--------------------------------------

※基準値の考え方

今回の財政健全化法では、早期健全化基準・経営健全化基準（イエローゾーン）に該当した場合に、早期の健全化の枠組を設け、早期に是正措置を講じることとしました。

この健全化判断比率等だけで、市の財政状況の全てを判断できるものではなく、従来の財政指標である経常収支比率その他様々な指標も併せ、多面的な財政分析を行うとともに、財政の健全性の維持に向けて不断の努力が必要なことは言うまでもありません。調布市においては、この健全化判断比率等の他団体比較などを行いながら、引き続き、健全財政の維持・向上につなげていきます。

5 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率

実 質 赤 字 額
標準財政規模の額

☆早期健全化基準 11.25～15.00%
⇒団体ごと年度別に算定
★財 政 再 生 基 準 20.00%

一般会計等※を対象とする実質赤字額＝(A)＋(B)＋(C)

(A) 繰上充用額＝前年度の歳入不足のため、当該年度の歳入を繰り上げて充用した額

(B) 支払繰延額＝前年度の実質上歳入不足のため、前年度に支払うべき債務の支払を当該年度に繰り延べた額

(C) 事業繰越額＝前年度の実質上歳入不足のため、前年度に執行すべき事業に係る歳出予算額を当該年度に繰り越した額

※一般会計等＝一般会計＋特別会計のうち、次のイ～ハ以外のもの（＝普通会計）

イ：地方公営企業法の全部適用・一部適用の企業（＝法適用企業）に係る特別会計

ロ：地方財政法に規定する公営企業のうち、法適用企業以外のもの（＝法非適用企業）に係る特別会計

ハ：イ・ロのほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、公立大学又は公立大学の医学部・歯学部附属する病院、有料道路の事業に係る特別会計

(2) 連結実質赤字比率

連 結 実 質 赤 字 額
標準財政規模の額

☆早期健全化基準 16.25～20.00%
⇒団体ごと年度別に算定
★財 政 再 生 基 準 30.00%

連結実質赤字額＝[(A)＋(B)]－[(C)＋(D)]

(A)＝一般会計又は公営企業（＝法適用企業＋法非適用企業）以外の特別会計のうち、前年度に実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(B)＝公営企業の特別会計のうち、前年度に資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

(C)＝一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち、前年度に実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(D)＝公営企業の特別会計のうち、前年度に資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

(元利償還金＋準元利償還金①)－(特定財源＋算入公債費等の額②)

標準財政規模の額－算入公債費等の額

の3カ年平均

☆早期健全化基準 25.0%

★財政再生基準 35.0%

① 準元利償還金の内容＝イ～ホの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：当該団体が加入する組合・当該団体が設置団体である地方開発事業団（＝組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

② 算入公債費等の額

＝地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(4) 将来負担比率

将来負担額①－(充当可能基金額②＋特定財源見込額③＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④)

標準財政規模の額－算入公債費等の額

☆早期健全化基準 350.0%

① 将来負担額＝イ～チの合計額

イ：前年度末における一般会計等の地方債現在高

ロ：前年度末における債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費等に係るものに限る。）→ 例：PFI事業に基づく建設事業費、土地購入費など

ハ：前年度末までに起債した一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額

ニ：組合等が起債した地方債の元金償還に充てるため、当該団体からの負担・補助が必要と見込まれる合計額

ホ：前年度末日における当該地方公共団体の職員の全員が同日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額

ヘ：前年度末における当該地方公共団体が設立した一定の法人（＝設立法人）※1の負債額・当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合※2における当該債務額のうち、これらの者の財務内容・経営状況を勘案して、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※1 地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人

※2 第三セクターに対して損失補償を行っている場合など

ト：連結実質赤字額

チ：前年度末における組合等の連結実質赤字額の相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

- ② 充当可能基金額＝①のイ～ハの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年度末における残高合計額
- ③ 特定財源見込額＝①のイ～ニの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額
- ④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額＝地方交付税法により、①のイ～ニに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額

(5) 資金不足比率

$$\frac{\text{資金の不足額 ①}}{\text{事業の規模 ②}}$$

☆経営健全化基準 20.00%

- ① 資金の不足額＝以下のとおり算定した前年度の資金不足額
 - A 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業 $\text{イ} + \text{ロ} > \text{ハ}$ の場合、 $(\text{イ} + \text{ロ}) - \text{ハ}$
 - イ：(前年度末日における流動負債の額)－(前年度末日における一時借入金・未払金で建設改良費に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において起債することとしている額)
 - ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高
 - ハ：(前年度末日における流動資産の額)－(前年度に執行すべき事業の支出予算額のうち当該年度への繰越事業の財源に充当できる特定財源で、前年度に収入された部分に相当する額)
 - B 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業 $\text{イ} + \text{ロ} > \text{ハ}$ の場合、 $(\text{イ} + \text{ロ}) - \text{ハ}$
 - イ：前年度決算における歳出額
 - ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高
 - ハ：前年度決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に充てるための繰越金額を除く。)
 - C 宅地造成事業を行う法適用企業・法非適用企業 (省略)
 - D 解消可能資金不足額
 - A～Cにより算定した資金不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等の財源に充てるために起債した地方債の元金償還金で前年度までに償還された合計額が当該施設に係る前年度までの減価償却費の合計額を超えていることその他これに準じる事由により生じていると認められる場合は、A～Cにより算定した額からこれらの事由により生じている資金不足額を控除した額とする。
- ② 事業の規模＝以下のとおり算定した前年度の事業の規模
 - A 宅地造成事業のみを行うものを除く法適用企業
 - (前年度の営業収益の額)－(受託工事収益の額)
 - B 宅地造成事業のみを行うものを除く法非適用企業
 - (前年度の営業収益に相当する収入額)－(受託工事収益に相当する収入額)
 - C 宅地造成事業のみを行う法適用企業・法非適用企業 (省略)